

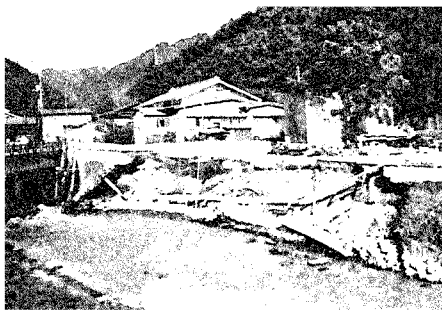
被害総額十四億円にのぼる

台風10号禍

八月一日、本州中部を横断した台風10号は、降り始めから終りまでの間に、三〇、五ミリという都留市消防署観測史上未曾有の大雨を記録し、土砂崩れ、堤防の決壊など市内各地に大きな爪あとを残しました。

土木施設をはじめ、農林業関係から一般家庭の家屋などに及ぼした被害は多大なものであり、その被害総額は十四億八千五百万円にものぼりました。

市では台風が接近した八月一日



爪あとも生々しい
被災現場

午後七時に、市役所内に災害対策本部を設置して、市内各地の非常備消防団に警戒出動を要請するなど警戒態勢にあたりましたが、続々と入る情報は被害の拡大を知らせるものばかりで、対策本部内は沈痛な空気に包まれました。

一夜明けた八月二日、各消防分団長と市職員が九つのグループに分れ、各地の被害調査に当りました。

人家に直接被害を与えた各地の被災現場では、建設用重機がフル稼働するなかを、人がせわしく往き来して、あわただしい雰囲気におおわれていました。

この日は午後から、市議会議員団による被災現場視察も行われましたが、大自然の為せる猛威に驚くばかりでした。

今回の台風による被害の特徴は、雨台風であったせいもありますが、風害はたいしたことなく、出水による被害が甚大であった点にあります。取材をすすめるなかで共通している点は、各地の高齢者が「この沢から土砂が押し出したのは、私の知る限りでは初めてだ」とか「あの山がびやくぐむとは思ひもよらなかった」というよう

に、従来の台風による降水被害のパターンが若干狂ったことにあるような気がしました。

この原因は色々な要素があるでしょうが、山林の乱開発なども、この一因となっていることは、ほぼ疑う余地のないところでしよう。

ともかく、被害に会われた皆様方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧に市としても全力を傾注し、今後とも防災計画のより一層の強化に努めてまいります。

無届けの土地の開発は法で規制

宅地、工場、レクリエーション等の用に供する目的で行う開発行為について、最近無届けで工事を施行する事業主があり、そのため開発区域及びその周辺の地域を危険な状況にしてしまうことがあります。

ご承知のとおり一定面積以上（三〇〇〇平方メートル以上の場合）都市計画法等関係法令及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例

については、県知事の開発許可が必要ですが、ミニ開発といわれる小規模（三〇〇〇平方メートル未満）においても「都留市開発行為指導要綱」により市長の同意を得てからでないといふことはできません。これは事業主に対して必要な基準等を定めて、その適正な工事を施行することにより開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに健全なる生活環境の保全を図ることを目的としているものです。

とくに都留市の面積の八十二%以上をしめる山林が開発地として「ねらわれていますが、山林は建設業協会

建設業協会

災害復旧に奉仕



木材の供給源であるばかりでなく災害を防止し、人びとの憩いの場を提供し、清い水や空気を与えてくれる機能をもっています。これを無秩序に開発しますと土砂の流出等による災害や環境破壊など大きな問題を生じます。

開発行為を行う場合には、必ず事前に土地開発課へ土地利用協議書を提出してください。

なお現在地域において危険な開発と見られる工事等が行われている場合は、土地開発課へ連絡をお願いします。

土地開発課 ☎(三二二) 内線二二九

台風10号による爪あとも生々しい八月十二日、被災道路の応急工事に、都留市建設業協会（会長安富忠平）が一役買いました。

この奉仕作業は、台風災害で市民の日常生活が著しく不便をきたしている状態をみかねた同協会が自主的に始めたもので、当日は作業員四十六名が二十三台の小型ダンプに分乗して、各地の被災現場で応急復旧作業にあたりました。千トンを超える砂利も無償提供されて、台風でいたんだ道路は、大被害箇所はともかく、この日である程度の復旧が終了しました。